

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第18号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第32条に次の1項を加える。

- 2 前項第6号に定める定期券にあつては、磁気的方法により情報を記録した定期券（以下「磁気定期券」という。）及び電子的方法により情報を記録した定期券（以下「IC定期券」という。）を発売し、同項第7号に定める特定割引定期券にあつては、磁気定期券を発売する。

第33条第1項を次のように改める。

乗車券は、駅において発売する。ただし、定期券及び特定割引定期券（以下「定期券等」という。）については、自動車部営業所（烏丸営業所及び九条営業所を除く。）及び定期券発売所において発売する。

第35条第1号中「7日前」を「14日前」に改め、「ただし、第48条の規定により継続発売をする場合は、通用期間の開始日の14日前から発売する。」を削る。

第44条第2項中「市バス・地下鉄通勤定期券申込書（以下「通勤定期券申込書」という。）」を「定期券購入申込書（以下「定期券購入申込書」という。）」に改め、同条第3項中「通勤定期券」を「定期券購入」に改め、「1」を削る。

第45条第2項中「必要事項を記入した市バス・地下鉄通学定期券申込書（以下「通学定期券申込書」という。）」を「定期券購入申込書」に改め、同条第3項を削る。

第46条第2項中「通勤定期券申込書及び通学定期券申込書を」を「通勤及び通学に係る定期券購入申込書をそれぞれ」に改める。

第47条第2項中「、通勤定期券」の右に「又は通学定期券」を加え、「通勤定期券申込書を、通学定期券を購入する場合は各人別の通学定期券申込書」を「定期券購入申込書」に、「通勤定期券申込書及び通学定期券申込書を」を「通

勤及び通学に係る定期券購入申込書をそれぞれ」に改める。

第48条中「通用期間の開始日の14日前から」を「第35条第1号に定める発売期間から継続して」に改める。

第49条第1号中「通勤定期券申込書又は通学定期券申込書，もしくはその両方」を「定期券購入申込書」に改める。

第52条第2項中「通勤定期券申込書」を「定期券購入申込書」に改める。

第62条第2項中「，定期券等」を削り，「定期券等，団体券」を「団体券」に改める。

第78条第5号を次のように改める。

(5) 通学定期券又は特定割引通学定期券の種類を表示するもの

甲  
乙  
丙

第78条第6号を次のように改める。

(6) 第47条第1項の規定による定期券等の一括発売を表示するもの

括

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第44条関係）

（表面）

氏名 (カタカナ)		姓 (姓)										男 女	
生年月日		西暦・(昭和)・(平成) 年 月 日 ( 歳)											
住所		〒 -											
電話		- -											
お支払方法		現金・クレジット ( )											
種類		通勤 通学(大学) 通学(高校) 通学(中学校) 通学(小学校)											
◆通学		学校名										学年 年	
乗車区間	鉄道	駅 から 駅 まで 経由											
	バス	市内中心フリー + (福王子・清水町駅) (高麗橋大) 桂地域 桂・洛西地域											
使用開始日 及び有効期間		新規・継続		年 月 日から 月 日まで (1学期) (4/4~7/31) (2学期) (8/2~12/20) (3学期) (1/6~3/24)									
ICカード定期券を希望 (ただし販売可能と確認が必要です。)		する・しない											
★カード 検索番号		ICカード検索番号の欄、カードの検索に使用します。(4桁の数字をお書きください。)											
★定期券有効期間外の カード内残額の利用		「可」・「否」の欄を、欄頭切りに青印で利用を希望するかどうかを記入し、定期券の有効期間外は残額の利用を禁止します。											
※ご購入の際は個人情報は、定期券の発行履歴に活用するほか、定期券の紛失時には、お持ちのICカードに連絡する場合があります。ただし、連絡定期券の場合は、お持ちのICカードの情報は、お持ちのICカードに連絡するものではありません。													
※ICカード定期券の場合は、お持ちのICカードの個人情報は、ICカード発行会社に個人情報を提供しません。													
おNo.													
発行窓口(発行番)		( )											
備考													

備考1 縦21.0センチメートル・横14.8センチメートルとする。

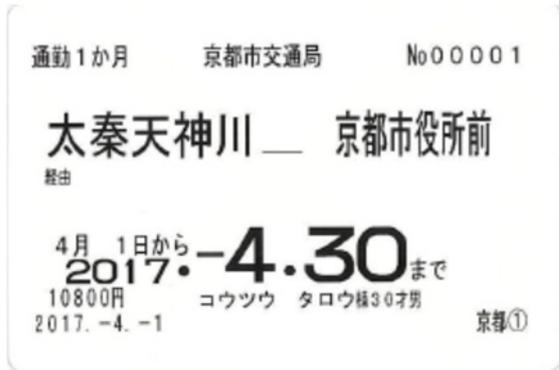
2 裏面は、無地とする。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第79条関係）

1 通勤定期券

（表 面）



2 通学定期券（甲）

（表 面）



3 通学定期券（乙）

（表 面）



4 通学定期券（丙）

（表 面）



5 通勤通学定期券（甲）

（表 面）



6 通勤通学定期券（乙）

（表 面）



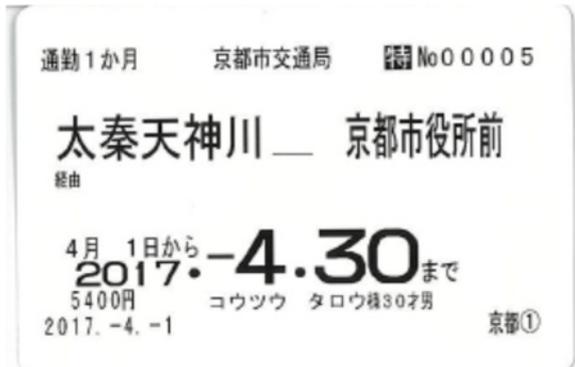
備考 この様式で定める乗車券は、エンコード乗車券とし、裏面に注意事項を記載する。

第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第79条関係）

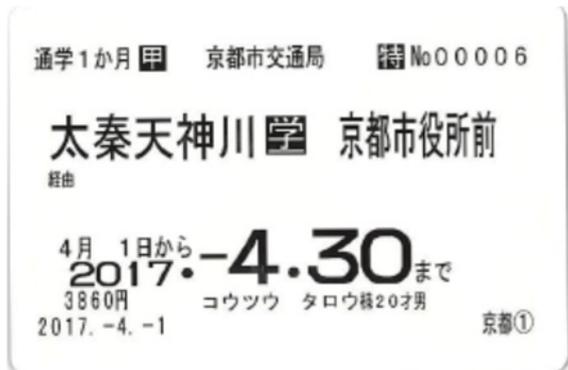
1 特定割引通勤定期券

（表 面）



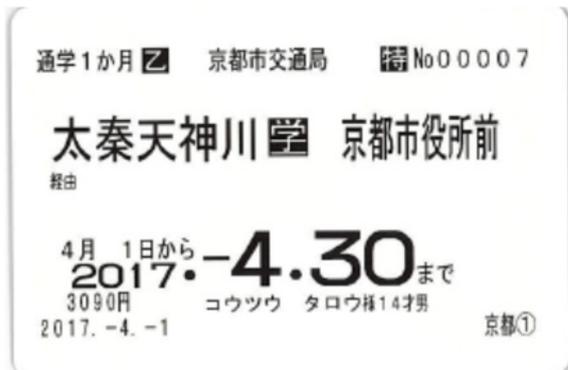
2 特定割引通学定期券（甲）

（表 面）



3 特定割引通学定期券（乙）

（表 面）



4 特定割引通学定期券（丙）

（表 面）



5 特定割引通勤通学定期券（甲）

（表 面）



6 特定割引通勤通学定期券（乙）

（表 面）



備考 この様式で定める乗車券は，エンコード乗車券とし，裏面に注意事項を記載する。

附 則

この規程は，平成29年4月1日から施行する。

（交通局営業推進室）